

最近、こんなお困りごとはありませんか？

『物忘れがひどくなり、金銭の管理に自信がない…』

『認知症の両親が悪質商法にだまされないか心配…』

『親亡き後、障がいを持つ子の生活や財産管理を信頼できる人に任せたい…』

成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や障がいなどにより判断能力が不十分になってしまった人に代わり、家庭裁判所が選任した「成年後見人」などの支援者が、本人の「財産管理」や「身上監護」について支援する制度です。
今月号では、高齢化が進み、今後ますます身近になる本制度について紹介します。

成年後見人などにしてもらえること

財産管理 とは

- 預貯金の管理
- 税金や光熱水費などの支払い
- 遺産分割 など

身上監護 とは

- 介護福祉サービスの利用手続き
- 施設への入退所の手続き、費用の支払い
- 要介護認定の申請 など

×成年後見制度ではできないこと

- × 結婚・離婚・養子縁組、遺言書作成などの行為
- × 手術や臓器移植、延命措置などの医療行為の同意
- × 身元保証人や身元引受人
- × 実際の介護や看護、家事支援（第三者の後見人等の場合） など

成年後見制度の種類

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。また、「法定後見制度」は、本人の判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3つに区分されます。

法定後見制度

判断能力が不十分な人に対する制度です。

判断能力の程度

常に判断能力が欠けている	判断能力が著しく不十分	判断能力が不十分
成年後見人	保佐人	補助人
すべての法律行為が 行えます。	法律上に定められた重要な行為の代理権などが付与されます。	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める法律行為を行えます。

任意後見制度

判断能力があるうちに、あらかじめ自分で任意後見人を選び、判断能力が不十分になった後に、生活や財産管理など、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。公証人が役場で契約の手続きを行います。

- ・判断能力はある
- ・将来の判断能力の低下に備え、自ら支援者や支援内容を決めておく

任意後見人

本人の判断能力が不十分になってから、任意後見監督人の監督のもと、本人との契約で定めた行為を行います。

制度を利用するには

法定後見制度を利用する

申立て

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に審判を申立てる。

○申立てのできる人

本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長など

○必要な書類

申立て書、医師の診断書、戸籍謄本など

審判手続き

家庭裁判所が書類審査、本人や申立て人との面接などを行う。必要に応じて、本人の判断能力を鑑定することもある。

審判

家庭裁判所が後見などの開始を決定し、成年後見人などを選任する。結果は、本人、申立て人、選任された成年後見人などに告知・通知される。

支援開始

成年後見人などによる支援が始まる。同時に法務局に成年後見登記される。

任意後見制度を利用する

契約の準備

本人と任意後見を依頼された人（任意後見受任者）とで任意後見の内容を取り決める。

任意後見契約

公証人が作成する公正証書で、契約を締結する。法務局で任意後見契約の登記がなされる。

以下、本人の判断能力が不十分になった場合

申立て

任意後見人を監督する人（任意後見監督人）の選任を申立てる。

○申立てのできる人

本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者など

○必要な書類

申立て書、医師の診断書、戸籍謄本など

支援開始

任意後見監督人が選任され、任意後見受任者は任意後見人となり、支援を開始する。

制度に関する相談窓口について

町では福祉介護課に中核機関を設置し、次のような役割を担います。

① 広報・啓発機能

広報紙やケーブルテレビを利用した広報活動。パンフレットの作成など

② 相談機能

本人や家族、支援者からの相談対応

③ 利用促進機能

家族申立ての支援、身寄りのない人の申立て支援など

成年後見制度に関する皆さんからの「知りたい」「相談したい」「利用したい」に答えられるよう、引き続き体制の充実に取り組みしていきます。

大切な人の生活を 守るために

■制度を活用ください

家族や地域の人々が認知症や障がいを抱えたとしても、安心して、その人らしい生活を送れるよう、成年後見制度を活用ください。

〈制度に関する相談・問い合わせ先〉

町福祉介護課 福祉係

☎ 45-2214

にしあいづ地域包括支援センター
☎ 45-3327